

安芸市電子契約システム導入支援及び提供業務
仕様書

1 業務名

安芸市電子契約システム導入支援業務

2 目的

電子契約システムを導入することにより、事業者の利便性向上と市・事業者双方の事務作業の効率化を図ることを目的とする。

3 業務内容

安芸市における電子契約システム導入に係る支援及び提供

4 業務場所

安芸市土居 8 2 番地 1 安芸市役所 他

5 履行期間

導入支援業務：契約日から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで

サービス提供業務：導入後 3 0 カ月

6 電子契約システム要件

（１）高知県下の地方公共団体で複数団体に導入実績のあるシステムであり、現在も高知県下の導入団体で運用されているシステムであること。

（２）ＬＧＷＡＮ環境で利用できること。

※参考システム：弁護士ドットコム株式会社 「クラウドサイン」

7 電子契約システム導入に係る支援業務の要件

（１）電子契約システムを導入し、契約期間中の利用を可能とし、電子契約を開始するための支援を実施すること。

（２）電子契約導入に関する業務フローの検討・作成の支援を行うこと。

（３）導入作業に係る各担当課職員向け説明会の実施支援を行うこと。

（４）組織情報や利用者の登録支援，利用者権限の設定支援，その他必要な項目の設定支援等、必要な環境設定・支援を行うこと。

（５）下記の例規整備支援を行うこと。

- ・電子契約への変更による改正対象例規の洗い出し
 - ・対象例規に対する改正後条文の提示(改め文及び新旧対照表等の作成)
 - ・市と改正後条文に関する協議
 - ・市との協議後、市が必要と判断した場合の改正後条文の再提示
- (6) 操作マニュアルや動画等、具体的な運用手順の資料を整備すること。
- (7) 本市職員及び契約相手方となる事業者等向けの操作説明会をそれぞれ2回実施するものとし、説明会資料の作成を行うこと。

8 導入後の保守・運用対応について

- (1) 導入後の30カ月は、サービス提供を保証すること。
- (2) サービスが正常に動作しない場合等において、問合せに対し速やかに対応すること。
- (3) システム障害等が発生した場合に迅速に対応できる体制が十分に確保できること。

9 その他

- (1) 入札書記載金額については、導入支援業務及びサービス提供業務30カ月分を合算した金額を記載すること。